

いても今後検討が必要である。

なお、本稿は第51回日本社会事業大学社会福祉学会抄録集に掲載した原稿に、大幅な修正および加筆を加えたものである。

【引用・参考文献】

- 1) 浜銀総合研究所 (2010) 「就労移行支援事業所における就労支援活動の実態に関する研究報告書」平成21年度年度障害者保健福祉推進事業 株式会社浜銀総合研究所。
- 2) 鴫田陽子(2012)「調査研究報告書No.107-「企業に対する障害者の職場定着支援の進め方に関する研究-」 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
- 3) 望月葉子 (2012) 「発達障害のある人がよりよい就労を続けるために-障害者職業総合センターにおける発達障害研究の歩み-」独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター
- 4) 小佐々典靖 (2011) 「障害者就労移行支援事業における効果的な支援モデルの構築-プログラム評価理論による暫定効果モデルの検証-」日本社会事業大学大学院博士学位論文。
- 5) 効果のあがる就労移行支援プログラムのあり方研究会 (2009) 「効果のあがる障害者就労移行支援プログラム実施のあり方に関する研究報告書~プログラム評価の方法論を用いた実施マニュアル作り~」平成20年度日本社会事業大学学内共同研究報告書。

注) 本研究に際し、A市に関する行政資料(中期計画等)を確認した。しかし、A市の施策や特性等を明記した場合、研究倫理上の問題が発生する恐れがある。このため、A市に関する行政資料は参考文献等から外した。

重度知的自閉性障害児・者の地域生活を支える実践技能の検証⑦

~放課後児童クラブの現状から発達障害児の地域生活を考える~

特定非営利活動法人 心身障害児者療育会きつつき会

代表 大曾根 邦彦

I. 目的

留守家庭児童対策である小学生の放課後対策事業は、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」(原則1~3年生対象)と、地域の教育力の向上を目的とした文部科学省所管の「放課後子ども教室」(全学年対象)を一体的に推進する国の「放課後子どもプラン」事業として全国で実施されている(以下、放課後活動という)。

一方、特別支援学校在籍児については、高等部生徒までを対象に、障害者自立支援法上の児童デイサービス(2012年4月からは児童福祉法に移管されて、放課後等デイサービス等に分離)や、日中一時支援が主な放課後保障の受け皿となっている。

筆者は、1990年から茨城県内で初めての障害児学童保育事業¹⁾を継続し(2003年の福祉構造改革以降は児童デイサービス)、障害児分野での実践手法の研究にも取り組んできた立場から、2011年度の茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザー派遣事業による、障害児支援分野アドバイザーの委嘱を受けた。

今回、このアドバイザー業務を通して、放課後児童クラブには、発達障害児や境界例児童が多数在籍していること、発達障害児にとっても定型発達児にとっても子ども集団内における異質な存在との関係性の混乱が顕著であることが確認された。この混乱は、社会的包含思想(ソーシャル・インクルージョン)に基づく共生社会実現を阻み、異質なものに対する分離・分類方向の社会的価値を形成する、対人関係性の芽であると推察された。

このことから、重度知的自閉性障害児・者の地域生活環境を改善していくための前提として、軽

度発達障害児と定型発達児の共生関係支援による実践技能の蓄積が必要であると考えられた。

放課後児童クラブを通じた社会的包含思想（ソーシャル・インクルージョン）に基づく社会的価値の基礎形成と、それを支えるための実践の方向性について検討する。

なお、提示した数値は2011年度のものである。

II. 方法

精神発達遅滞を重複しない軽度発達障害児の場合には、幼児教育・保育の段階では「個性的な子」という評価を受けながらも、専門的支援の対象にはならず、学習と集団活動が求められる就学期に至って不適応課題が顕在化し、周囲が発達課題を認識することが多い。

「放課後児童クラブ」（以下、クラブという）の場合、茨城県では全559小学校の内の490校（実施率87.7%）で開設されており、小学校1～3年生の利用児童数は20,226名で全対象児童に対する利用率は25.3%である。内、療育手帳等を所持若しくは医師・児童相談所等からこれらの児童と同等の障害を有していると認められている児童は235名である。

指導員は全県で2,852名が従事し、保育・幼児教育や児童福祉施設最低基準上の有資格者等が約7割、子育て経験を持つ無資格の主婦層等が約3割である。

概ね30～40名程度の児童が2～3名程度の指導員とともに、小学校の空き教室や、隣接の専用施設で夕刻の2～3時間を過ごしている、というのが平均的な放課後活動の姿である。尚、小学校の空き教室利用であっても、学校長の管理監督範囲外の位置づけとなっている。

筆者は、障害児対応分野の「茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザー」として、県下全指導員対象の研修会で講師を務めた後、市町村から茨城県保健福祉部子ども家庭課への派遣要請に基づいて、月平均2クラブに訪問による支援を行った。

訪問支援の基礎となる実践方法は、「集団自由

あそび」の活用と、子どもの対人関係性に焦点付けた「環境調整」と「多機関連携支援」である。²⁾

市町村からの派遣要請を受けての各クラブへの訪問支援は、約1時間のクラブ日課・子ども集団の概要と不適応行動児童の現状についての聞き取りと、その後2～3時間の集団全体と当該児童の行動観察・評価および直接対応と指導員への助言によって進められた。

事後には必要に応じて電話による助言を行い、県子ども家庭課との協議の上で同一クラブへの繰り返し訪問支援も実施した。また、医療機関につながる必要性のある事例については、連携関係にある小児中核病院の専門医に概要相談した上で、通院可能範囲の専門医受診を仲介した。さらに、放課後児童クラブの日常実務を把握している市町村担当者との協働により、疎遠な関係にある学校・保護者とクラブ間の情報共有のための支援を行った。

III. 結果

放課後活動の場では、集団活動が不得手とされる発達障害児を含め、指導員が対応に困難を感じるような不適応行動を示す児童が、各クラブ在籍児童の1割程度に及んでおり、1年生男児に限ればその割合は倍以上になることが確認された。これらの放課後活動で認識される不適応行動は、現象面から大きく以下の3つに分類できた。

- ①発達障害特性が強い児童を核に不適応行動が児童クラブ全体に負の連鎖を起し、異質な子が孤立し、仲間を排除する心理を刺激している。
- ②拘り・多動などの小さな特性や幼さを抱えた児童が、粗暴傾向児童等の影響を受けて不適応行動を強め、その児童が他の児童から嫌悪される傾向を生み出している。
- ③異年齢・異発達集団であることに起因した集団モラルの低下により（前操作段階と具体的操作段階の児童が混在しルール・マナーが交通整理されない等）、不適応行動が連鎖し、児童相互の攻撃性が増している。

この3つの分類事例を支援の側面から捉えてみると、以下のようにまとめられた。

①の場合は、不適応行動を起こしている発達障害特性を持つ児童への個別具体的な支援と、他の児童との関係性の改善を視野に入れた集団力動を踏まえた支援に加えて、医療連携支援が不可欠であった。特に、児童本人が相当期間葛藤を抱え、家族も、学校クラス担任も、放課後活動指導員もそれぞれに「暴言・他害行動・拘り、ルールあそび困難、他児からの拒否」などに悩みながらも、発達障害特性に根ざした専門的支援につなげるような行動を誰もが起こせずに「就学後の様子を見ている」間に不適応行動が固定化・悪化しているような事例には、医療との連携が欠かせなかった。医療支援と並行して繰り返しの訪問支援を行うことで、不適応行動も改善に向かった。

一方、②と③のケースでは、不適応行動を起こしている児童自身の発達障害特性は強くないため、1回の訪問支援で改善することが多かった。その典型的な事例では、「自分でも何をどう変えたのかは説明できないが、研修（アドバイザーによる県の指導員研修）を受けてから、子ども達の不適応がそれまでより半減した。指導員自身の子ども達に接するときの何かが変化したのだと思う。」との報告も寄せられた。研修における子どもの文化や³⁾、心の理論の障害に対する想像・洞察の大切さの強調が⁴⁾、⁵⁾、指導員自身の意識と実践の変化を生み出したと考えられた。

また、集団モラルの形成・維持のために、子ども集団全体に共同注視を促すような、集団力動を踏まえた指導員と児童相互の波長合わせの日課構成工夫の助言も奏功した。

波長合わせの日課構成工夫の助言は、大きく分ければ以下のようなものである。

- イ. 日課の節目で発達障害特性を持つ児童の特別扱いを回避＝特に下校直後の過ごし方は児童の自由に委ねる。
- ロ. 指導員を独占しがちな児童には愛着形成不全を念頭に支援＝下校・登所時点で指導員の側からさり気なくスキンシップを取る。

ハ. 個別に配慮を要する児童を特別扱いせず、小集団の公平性の中で支援＝ルール・マナーを最大公約数としてのシンプルなものに絞り込む。

これらの助言の効果から、発達障害特性や幼さを抱えた児童への公平な支援は、定型発達児童の共同注視（課題との向き合い方）も引きだして、児童クラブ全体に社会的価値の取り込みを促し、異質なものを受容する小集団の力動を刺激したと考えられた。

しかし、これらの支援効果を訪問支援とその数週間後までの経過と、数ヵ月後の経過とに別けて比較再評価すると、①～③いずれのケースにおいても、訪問支援依頼の主訴課題が再発し支援効果の維持が困難な事例も確認された。

この背景には、各クラブの指導員が、

- A. 小学校低学年発達期特有の心身の微細な変化の把握ができない。
- B. 異年齢・異発達段階の児童が作る小集団活動の力動が把握できない。
- C. 小集団内の相互作用＝児童間の関係性に起因した課題・育ちに即応できない。

ことが、大きな要因として作用していると推察された。すなわち、ある時点で有効であった支援の工夫・助言が形式としてのみ維持されることにより、児童個々の変化あるいは集団力動の変化には即応できず、時とともに主訴課題が再発していると考えられた。

IV. 考 察

放課後活動の場に対する訪問支援の検討から、社会的包含思想（ソーシャル・インクルージョン）に基づく発達障害児療育分野の社会福祉専門技能について、以下の要素にまとめられた。

- ①小集団活動の力動に対する知識と理解。⁶⁾
- ②定型発達についての知識と理解。
- ③定型発達児童と一緒にあそべる柔軟性。
- ④発達障害児の特性と支援方法の知識と理解。
- ⑤自由な集団あそびと支援者自身を道具立ての一つとして応用する技能。⁷⁾、⁸⁾

すなわち、発達障害児に対する、医療・心理・教育の専門性を基盤としたスペシャリストによる療育とは別の、第四極の社会科学としての専門的実践技能＝社会福祉実践ジェネラリストとしての発達障害児療育が有効であると考えられた。

「放課後児童クラブ」においては、この場＝小集団力動に入り込んだ形の支援が求められるが、発達障害児支援の医療・心理・教育分野ではそのような専門性は養成されておらず、唯一社会福祉専門技能のみが対応可能な分野だということである。

この分野の取り組み＝放課後活動の場に対する社会福祉専門職による巡回支援＝の蓄積、実践技能の向上によってこそ、重度知的自閉性障害児・者の地域生活環境の改善を阻害している、異質なものである分離・分類方向の社会的な価値の転換が可能であることが示唆された。

V. 結 語

子どもの自由な小集団活動の中では、異質なものの関係性が混乱することは必然であるが、そこには社会的包含思想（ソーシャル・インクルージョン）を否定する方向の芽が存在する。社会福祉専門職の養成課程において、定型発達児と発達障害児の関係性の整理を視野に入れた社会福祉実践ジェネラリスト養成が求められており、軽度発達障害児支援の質的向上が、分離・分類方向の価値形成の流れを緩和し、重度知的自閉性障害児・者の地域生活改善に繋がる。

2012年4月開始の保育所等訪問支援事業による個別給付のみではない形態の、定型発達児を中心とした保育・教育機関に対する訪問支援の制度化が求められる。この点において「茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザー派遣事業」の先駆性は注目に値する。

謝 辞

茨城県放課後の居場所づくり推進事業アドバイザー業務の遂行およびこの報告をまとめるに際して、茨城県保健福祉部子ども家庭課ならびに、茨

城県立こども病院の田中竜太医師から多大なるご支援を頂き、筑波大学大学院人間総合科学研究科教授の宮本信也先生、茨城県立医療大学医科学センター小児科教授の岩崎信明先生から、医療面での助言を頂きましたことを深謝いたします。

[参考文献]

- 1) 大曾根邦彦 (1992) 『社会福祉研究』54号「障害児に対する学童保育実践」（鉄道弘済会社会福祉部）
- 2) 大曾根邦彦 (2011) 『小児の精神と神経』51巻2号・「発達障害児に対する集団あそびを通じた対人関係性支援の試み」（日本小児精神神経学会・アークメディア）
- 3) 河合隼雄 (1987) 『子どもの宇宙』（岩波新書）
- 4) L・ウイング、久保紘章ら監訳 (1998) 『自閉症スペクトル～親と専門家のためのガイドブック』（東京書籍）
- 5) U・フリス、富田真紀ら訳 (2009) 『自閉症の謎を解き明かす』（東京書籍）
- 6) G・コノプカ、永井三郎訳 (1967) 『収容施設のグループワーク』（日本YMCA同盟出版）
- 7) G・コノプカ、前田ケイ訳 (1967) 『ソーシャル・グループ・ワーク～援助の過程～』（全国社会福祉協議会）
- 8) H. B. トレッカー、永井三郎訳 (1978) 『ソーシャル・グループ・ワーク～原理と実際』（日本YMCA同盟出版部）